

# 足場の組立て等特別教育（6時間教育）のご案内

建設業労働災害防止協会福井県支部嶺南分会  
〒914-0052 敦賀市清水町 2-15-17  
TEL/FAX 0770-22-0347

受講対象者	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務に就かせる満18歳以上の者 (地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く) ※足場の組立て等作業主任者技能講習修了者は受講の必要はありません。	
日時	令和5年12月1日(金) 9:00～16:20	
場所	若狭湾エネルギー研究センター(敦賀市長谷64-52-1)	
カリキュラム	講習科目	講習時間
	足場及び作業の方法に関する知識	3時間
	工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	0.5時間
	労働災害の防止に関する知識	1.5時間
	関係法令	1時間
	合計	6時間
定員	40名(定員になり次第受付を締め切ります。)	
受講料等 (消費税10%対象)	会員 受講料7,810円(内消費税710円) テキスト代847円(内消費税77円) 合計8,657円(内消費税787円) 会員外 受講料8,580円(内消費税780円) テキスト代847円(内消費税77円) 合計9,427円(内消費税857円)	
受講手続き	所定の受講申込書に受講料を添えてお申し込みください。 <b>【適格請求書発行事業者登録番号 T5-0104-0500-1851】</b> <b>建災防嶺南分会</b> 敦賀市清水町2-15-17 TEL/FAX 0770-22-0347 <b>建災防若狭支分会</b> 小浜市木崎32-16-1 (一社)若狭地区建設業会内 TEL 0770-56-5500 引き換えに受講証を交付しますので、講習日に提示してください。	
修了証交付	講習修了者には、建設業労働災害防止協会福井県支部長発行の「足場の組立て等特別教育(6時間)修了証」を交付します。修了証交付にあたっては、受領印を押していただきますので、 <b>印鑑をご持参ください。</b>	
その他	※ 受講申込時に納入された受講料・テキスト代は返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習日前日(前営業日)の17時までに1回のみ認めます。事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。 ※ 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。 ※ 外国籍の方は、受講申込みの際に、旅券又は在留カードの原本提示及びその写しを提出してください。なお、事務局との質疑応答で日本語を理解できない場合は、受講できません。 ※ 申込書の「氏名」欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。戸籍謄本の他、旧姓(通称)を併記した住民票、自動車運転免許証等確認のできる書類の提出をお願いいたします。 ※ 教育時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願いします。 ※ 「人材開発支援助成金(建設業労働者技能実習コース)」制度の助成対象です。助成金支給申請内訳書の受講証明は嶺南分会までお申し出ください。	

# 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習受講のご案内

CPDS 認定講習

全科目 7ユニット

免除イ、ロ 2ユニット

この講習会は CPDS の学習履歴申請を主催者が行います。  
技術者証の写しを申込時に提出してください

福井労働局長登録教習機関 登録番号:第1号

登録有効期間満了日: 令和6年3月30日

建設業労働災害防止協会福井県支部

〒910-0853 福井市城東 4-12-21 福井地区建設業会内

TEL 0776-24-1197 FAX 0776-21-8094

【Web】 <http://www.kensaibou-291.jp>

1. 作業主任者を選任すべき作業	型わく支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。)の組立て又は解体の作業		
2. 講習日時及び会場	学 科	令和 5年 12月 6日(水) 9:00~17:10 12月 7日(木) 9:00~17:15	福井地区建設業会館 福井市城東4-12-21
3. 受講資格	① 満18歳以後、型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者 ② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者(大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者(当該学科を専攻した者に限る。))又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。以下同じ。)で、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有する者 (申込み時に卒業証明書を提示し、写しを提出してください) ③ その他厚生労働大臣が定める者(参考:技能講習規程第1条)		
4. 講習科目	区分	講 習 科 目	講習時間
	学科	① 作業の方法に関する知識 ② 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 ③ 作業者に対する教育等に関する知識 ④ 関係法令	7時間 3時間 1時間30分 1時間30分
5. 講習科目の一部免除	区分	受講の一部免除を受けることができる者	免除科目
	イ	職能法による建設科、ブロック建築科、とび科の訓練を修了した者	上記4の
	ロ	ブロック建築又はとびの1級又は2級の技能検定に合格した者	①・②
6. 受講料等 (消費税10%対象)	全科目 13,475円(内消費税1,225円) テキスト代 2,024円(内消費税184円) 合計 15,499円(内消費税1,409円) 免除イ・ロ 10,450円(内消費税950円) テキスト代 2,024円(内消費税184円) 合計 12,474円(内消費税1,134円)		
7. 定 員	40名 ただし受講申込者が定員を超えた場合は申込み受付を締め切ります。		
8. 受講手続き	所定の受講申込書に写真(3.5cm×2.5cm)を貼付の上、受講料添えて最寄りの建災防各分会へ提出してください。(受講申込書は、正確に記載漏れのないようにしてください) 受講証を交付しますから、会場受付に講習日の都度提示してください。		
9. 修了証の交付	所定の科目を受講した者に対し、修了試験を行い合格者に技能講習修了証を後日交付致します。なお、郵送ご希望の場合は、郵送しますので、受講者毎に1通の(定形封筒)(簡易書留料434円分の切手を貼付し、修了証送付先を記入したもの)を講習申込時に提出してください。引取りの場合は各分会で本人のみ受領可。ただし、修了証と引き換えに印鑑を押していただきますので、必ず認印をご持参ください。		

- \* 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。旧姓及び通称を希望される場合には、戸籍謄本の他、旧姓を併記した住民票、運転免許証等の提出をお願い致します
- \* 受講申込時に納入された受講料・テキスト代は一切返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習初日前日(前営業日)の17時までに1回のみ認めます。事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。
- \* 科目免除に係る免許証・技能講習修了証については、受講申込の際に原本の提示及びその写しを提出して下さい。但し、受講申込の際に原本の提示が出来ない場合には講習日初日に必ず提示下さい。なお、いずれかの日に原本の提示が無い場合には修了証の交付が出来ません。
- \* 「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること  
※戸籍謄本の他、旧姓(通称)を併記した住民票、運転免許証等確認のできる書類の提出をお願い致します
- \* 外国籍の方は、旅券又は在留カードの原本提示及びその写しを添付してください。
- \* 講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願いいたします。

\* お申込み・問い合わせは最寄りの建災防各分会まで【適格請求書発行事業者登録番号 T5-0104-0500-1851】

- \* 高志分会 〒910-0853 福井市城東 4-12-21 福井地区建設業会内 TEL 0776-21-8094 FAX 0776-21-8094
- \* 南越分会 〒915-0831 越前市日野美 1-2-13 丹南建設開発機構内 TEL 0778-42-8870 FAX 0778-42-8871
- \* 鯖江越前分会 〒916-0023 鯖江市西山町 11-7 鯖江建設業会内 TEL 0778-51-4683 FAX 0778-51-7088
- \* 嶺南分会 〒914-0052 敦賀市清水町 2-15-17 TEL 0770-22-0347 FAX 0770-22-0347
- \* 奥越分会 〒912-0031 大野市月美町 14-21(一社)大野建設業会内 TEL 0779-66-3125 FAX 0779-65-5678

# 「職長・安全衛生責任者能力向上教育」開催のご案内

建設業労働災害防止協会福井県支部嶺南分会

〒914-0052 敦賀市清水町 2-15-17

TEL/FAX 0770-22-0347

建設業における労働災害防止を推進する上で、職長及び安全衛生責任者の果たすべき役割はますます大きくなっていることから、「安全衛生教育推進要綱（平成3年1月21日付け 基発第39号 厚生労働省労働基準局長）に基づき、建設業における「職長・安全衛生責任者能力向上教育」のカリキュラムが示されました。（平成29年2月20日付け 基発0220第3号）

当分会では、このカリキュラムによる「職長・安全衛生責任者能力向上教育」を下記により開催することとしました。近年、元請事業所から能力向上教育受講を求められることも多くなってきていますので、是非受講されますようご案内いたします。

受講対象者	・職長・安全衛生責任者教育を受けてから概ね5年毎 ・機械設備等に大幅な変更があったとき
日時	令和5年12月8日（金）9:00～16:00
場所	若狭湾エネルギー研究センター 敦賀市長谷 64-52-1
定員	30名
受講料等 (消費税10%対象)	会員 受講料 8,580円(内消費税780円) テキスト代 1,012円(内消費税92円) 合計 9,592円(内消費税872円) 会員外 受講料 9,570円(内消費税870円) テキスト代 1,012円(内消費税92円) 合計 10,582円(内消費税962円)
受講手続き	受講申込書に「 <u>職長・安全衛生責任者教育修了証</u> 」の写し、本人確認書類の写し（自動車運転免許証等）及び写真を貼付し受講料を添えて下記にお申し込みください。引き換えに受講証を交付します。 <b>【適格請求書発行事業者登録番号 T5-0104-0500-1851】</b> <u>建災防嶺南分会</u> 敦賀市清水町 2-15-17 TEL/FAX0770-22-0347 <u>建災防若狭支分会</u> 小浜市木崎 32-16-1 (一社)若狭地区建設業会内 TEL 0770-56-5500 交付しました受講証は、講習日に会場受付へ提示してください。
修了証交付	教育修了者には、建設業労働災害防止協会福井県支部長発行の修了証を交付します。なお、修了証交付に当たっては、受領印を押していただきますので、印鑑をご持参ください。
その他	※ 受講申込時に納入された受講料・テキスト代は返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習初日前日（前営業日）の17時までに1回のみ認めます。事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。 ※ 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票（マイナンバー無記入のもの）のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。 ※ 外国籍の方は、受講申込みの際に、旅券又は在留カードの原本提示及びその写しを提出してください。 ※ 講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願いします。

# 足場の組立て等作業主任者技能講習受講のご案内

福井労働局長登録教習機関 登録番号:第13号

登録有効期間満了日:令和6年3月30日

建設業労働災害防止協会福井県支部

〒910-0853 福井市城東4-12-21 福井地区建設業会内

TEL 0776-24-1197 FAX 0776-21-8094

【Web】 <http://www.kensaibou-291.jp>

CPDS 認定講習・8ユニット【全科目】

2ユニット【一部免除】

この講習会は CPDS の学習履歴申請を主催者が行います。

技術者証の写しを申込時に提出してください

1 作業主任者を選任すべき作業	つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。)張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業に伴う作業主任者の職務		
2 講習日時及び会場	学 科	令和 5年12月13日(水) 9:00~17:10 12月14日(木) 9:00~17:15	福井地区建設業会館 福井市城東4-12-21
3 受講資格	① 満18歳以後、足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者 ② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者(大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者(当該学科を専攻した者に限る。)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。)で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有するもの(申込時に卒業証明書等を提示し、写しを提出してください。) ③ その他厚生労働大臣が定める者(参照:技能講習規程第1条) 注 満18歳以後、作業従事経験年数が平成29年6月30日までに3年に満たない者は「足場の組立て等特別教育修了証」又は修了証明書【様式】の現物提示及び(写し)の添付が必要となります。		
4 講習科目	講 習 科 目		講習時間
	学 科	① 作業の方法に関する知識 ② 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 ③ 作業員に対する教育等に関する知識 ④ 関係法令	7 時間 3 時間 1 時間 30 分 1 時間 30 分
5 講習科目の一部免除	区分	受講の一部免除を受けることができる者	免除科目
	イ	職能法による建築施工系とび科の訓練を修了した者	上記4の①②
	ロ	職能法によるとびの1級又は2級の技能検定に合格した者	
6 受講料等 (消費税10%対象)	全科目 13,475 円(内消費税 1,225 円) テキスト代 1,716 円(内消費税 156 円) 合計 15,191 円(内消費税 1,381 円) 免除イ・ロ 10,450 円(内消費税 950 円) テキスト代 1,716 円(内消費税 156 円) 合計 12,166 円(内消費税 1,106 円)		
7 定 員	40名 ただし受講申込者が定員を超えた場合は申込み受付を締め切ります。		
8 受講手続き	所定の受講申込書に写真(3.5cm×2.5cm)を貼付し、受講料を添えて最寄りの建災防各分会へ提出してください。(受講申込書は、正確に記載漏れのないようにしてください。) 受講証を交付しますから、会場受付に講習日の都度提示してください。		
9 修了証の交付	所定の科目を受講した者に対し、修了試験を行い合格者に技能講習修了証を後日交付致します。 ※なお、郵送ご希望の場合は、郵送しますので受講者毎に1通の「定形封筒」(簡易書留料434円分の「切手」を貼付し、修了証送付先を記入したもの)を講習申込時に提出してください。 引取りの場合は各分会で「ご本人のみ」受領可。ただし、修了証と引き換えに印鑑を押していただきますので、必ず認印をご持参ください。		

- \* 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。旧姓及び通称を希望される場合には、戸籍謄本の他、旧姓を併記した住民票、運転免許証等の提出をお願い致します
- \* 受講申込時に納入された受講料・テキスト代は一切返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習初日前日(前営業日)の17時までには1回のみ認めます。事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。
- \* 科目免除に係る免許証・技能講習修了証については、受講申込の際に原本の提示及びその写しを提出して下さい。但し、受講申込の際に原本の提示が出来ない場合には講習日初日に必ず提示下さい。なお、いずれかの日に原本の提示が無い場合には修了証の交付が出来ません。
- \* 「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること ※戸籍謄本の他、旧姓(通称)を併記した住民票、運転免許証等確認のできる書類の提出をお願い致します
- \* 外国籍の方は、旅券又は在留カードの原本提示及びその写しを添付してください。
- \* 講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願いします。  
お申込み・問い合わせは最寄りの建災防各分会まで【適格請求書発行事業者登録番号 T5-0104-0500-1851】

高志分会	〒910-0853 福井市城東4-12-21 福井地区建設業会内	TEL 0776-21-8094	FAX 0776-21-8094
南越分会	〒915-0831 越前市日野美1-2-13 丹南建設開発機構内	TEL 0778-42-8870	FAX 0778-42-8871
鯖江越前分会	〒916-0023 鯖江市西山町11-7 鯖江建設業会内	TEL 0778-51-4683	FAX 0778-51-7088
嶺南分会	〒914-0052 敦賀市清水町2-15-17	TEL 0770-22-0347	FAX 0770-22-0347
奥越分会	〒912-0031 大野市月美町14-21(一社)大野建設業会内	TEL 0779-66-3125	FAX 0779-65-5678

# 建築物石綿含有建材調査者 講習(一般)のご案内

福井労働局長登録教習機関 登録番号:第96号

登録有効期間満了日: 令和8年10月4日

建設業労働災害防止協会福井県支部

〒910-0853 福井市城東 4-12-21 福井地区建設業会内

TEL 0776-24-1197 FAX 0776-21-8094

【Web】 <http://www.kensaibou-291.jp>

石綿障害予防規則の改正により、令和5年10月以降の建築物等の解体・改修に際しては「厚生労働大臣が定める知識を有する者（建築物石綿含有建材調査者講習を修了し、かつ、修了考査試験に合格した者）」により事前調査が義務付けられることとなりました。

つきましては、標記講習を下記のとおり開催することとしましたので、ご案内いたします。

受講資格	(1) 労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者
	(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
	(3) 学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、(4)において同じ。）建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
	(4) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（(3)に該当する者を除く。）
	(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者
	(6) 建築に関して1年以上の実務の経験を有する者
	(7) 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者
	(8) 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
	(9) 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者
	(10) 労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
	(11) 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者
	(12) (2)から(11)までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者（作業環境測定士（作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。）であって、建築物石綿含有建材調査者に関して5年以上の実務の経験を有する者が含まれる）
日 時	令和6年 1月16日（火）、17日（水）
場 所	福井地区建設業会館 3階 福井市城東4丁目12-21
定 員	40名 定員になり次第募集を締め切ります。

# 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習受講のご案内

福井労働局長登録教習機関 登録番号:第40号

登録有効期間満了日:令和6年3月30日

建設業労働災害防止協会福井県支部

〒910-0853 福井市城東4-12-21 福井地区建設業会内

TEL 0776-24-1197 FAX 0776-21-8094

【Web】 <http://www.kensaibou-291.jp>

1、就業することができる業務内容	軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業		
2、講習日時及び、会場	学科	令和6年1月18日(木) 9:00~17:10 1月19日(金) 9:00~17:15	福井地区建設業会館 福井市城東4-12-21
3、受講資格	① 満18歳以後、木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業(次号において「構造部材の組立て等の作業」という。)に3年以上従事した経験を有する者 ② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者(申込時に卒業証明書を提示し、写しを提出してください。) ③ その他厚生労働大臣が定める者(参照:技能講習規程第1条)		
4、講習科目	区分	講習科目	講習時間
	学科	① 木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識	7時間
		② 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3時間
		③ 作業員に対する教育等に関する知識	1時間30分
④ 関係法令		1時間30分	
5、講習科目の一部免除	区分	受講の一部免除を受けることができる者	免除科目
	イ	型枠支保工の組立て等・足場の組立て等・建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	上記4の②③
	ロ	職能法による建築施工系木造建築科、とび科(木造軸組)、プレハブ建築科(木質構造施工)の訓練を修了した者	上記4の①②
	ハ	建築大工又はとび1級・2級の技能検定に合格した者	
6、受講料等(消費税10%対象)	全科目	13,475円(内消費税1,225円) テキスト代 1,606円(内消費税146円) 合計 15,081円(内消費税1,371円)	
	免除イ	10,725円(内消費税975円) テキスト代 1,606円(内消費税146円) 合計 12,331円(内消費税1,121円)	
	免除ロ又はハ	6,875円(内消費税625円) テキスト代 1,606円(内消費税146円) 合計 8,481円(内消費税771円)	
7、定員	40名 ただし、受講申込者が定員を超えた場合は申込み受付を締め切ります。		
8、受講手続き	所定の受講申込書に写真(3.5cm×2.5cm)を貼付し、受講料を添えて最寄の建災防各分会へ提出してください。(受講申込書は、正確に記載漏れのないようにして下さい。)		
9、修了証の交付	所定の科目を受講した者に対し、修了試験を行い合格者に技能講習修了証を後日交付いたします。 ※なお、郵送ご希望の場合は、受講者毎に1通の「定形封筒」(簡易書留料434円分の切手)を貼付し、 修了証送付先を記入したものを講習申込時に提出してください。 引取りの場合は各分会で「本人のみ」受領可。ただし、修了証と引き換えに印鑑を押していただきますので、必ず認印をご持参ください。		

- \* 受講申込時に納入された受講料・テキスト代は一切返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習初日前日(前営業日)の17時までには1回のみ認めます。事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。
- \* 受講申込書の提出について本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。
- \* 外国籍の方は、受講申し込みの際に旅券又は在留カードの原本提示及びその写しを提出してください。
- \* 科目免除に係る免許証・技能講習修了証については、受講申込の際に原本の提示及びその写しを提出して下さい。但し、受講申込の際に原本の提示が出来ない場合には、講習日初日に必ず提示下さい。  
 なお、いずれかの日に原本の提示が無い場合には修了証の交付が出来ません。
- \* 講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願いします。